

消費者だより

2023年5月号

脱毛エステのトラブルに注意しましょう！

脱毛サロンが増え、広告を見て気軽に契約できるようになった一方、経営状況が悪化したサロンの倒産や中途解約の返金手続きの遅延などのトラブルが増えています。脱毛などのサービスは、長期間、継続的な契約が一般的ですが、施術完了前に事業者の経営が破綻する可能性もあります。

■事例1

SNS で全身脱毛エステのお試し施術の広告を見てエステ事業者のサイトで予約した。店に行くのと24回で約46万円のコースを勧められ契約した。16万円は現金払い、残りの30万円は、信販会社で36回ローンを組んだ。施術は18回受けたが、突然、サイトで予約が取れなくなった。事業者に電話をしているが全くつながらない。未施術の6回分相当の代金は支払いたくない。

■事例2

3週間前に脱毛エステの体験に行った。体験後に月額約1万円のプランを強引に勧められて契約し、代金をクレジットカードで決済した。施術予約日の2日前にサロンから倒産したとメールが送られてきた。代金の引き落としが迫っているが、どうしたらよいか。

■消費者へのアドバイス

- ・「お試し」「低価格」などの気軽さや安さを強調した広告をうのみにしないようにしましょう
- ・強引に契約を迫られても金額やコース内容に不安がある場合は、安易に長期の契約をせず、きっぱりと断りましょう
- ・事業者の破産が確定すると、その資産は破産管財人の管理下に置かれるため、返金などは破産管財人からの清算配当の連絡を待つこととなります
- ・清算は税金や従業員の給料などの支払いが優先されるため、返金はほとんど期待できません
- ・信販会社に今後の支払停止を求める主張はできますが、契約解除や既払い金の返金を主張できるものではありません

1人で悩まず消費生活センターに相談してください。



千代田区消費生活センター

☎ 03-5211-4314 (相談専用)

月曜日～金曜日 9時00分～16時30分

(祝日、年末年始を除く)